

交通事故などで国民健康保険を使用する場合は届け出を

交通事故など、第三者の行為によりけがをして医療機関等を受診する場合、必ずその医療機関等へ負傷原因を伝えてください。

治療に国民健康保険を使用することは可能ですが、その際は必ず市へご連絡ください。その後、「第三者の行為による傷病届」等に交通事故証明書を添付の上、届け出をお願いします。相手がいない交通事故の場合でも届け出が必要です。

第三者の行為によるけがの医療費は、本来加害者が負担するものです。一時的に医療費の一部を市が立て替えますが、市が負担すべきでない医療費について、その届け出により加害者や損害保険会社に過失割合に応じた額を請求します。

国保財政の適正な運用のため、ご理解・ご協力をお願いします。

負傷原因調査にご協力を

市では、適正な保険給付のため、診療報酬明細書等を基に負傷原因調査を行っています。

す。この調査は、負傷により国民健康保険を使用して医療機関等で治療を受けた場合、その負傷の原因が第三者の行為によるものかを確認するためのものです。

負傷原因が第三者の行為に該当していた場合、別途届け出が必要になりますのでご協力をお願いします。

問 国保年金課（2階）
☎(20)15003 FAX(20)16000

土地の埋め立てには手続きが必要

土砂等により300㎡以上の区域の埋め立て等を行う場合、許可申請が必要です。

なお、原則再生土および再生砕石による埋め立て等ではありません。

※再生土および再生砕石・燃え殻や汚泥などの産業廃棄物を処理して製造された、土砂や砕石と同様の形状を有するもの

土地所有者のみなさんへ

無許可での埋め立てやそれに伴う周辺への影響には、行為者だけでなく、土地所有者にも責任が生じますので、安易な土地の提供はやめましょう。

汚染された土砂等による埋め立て等が行われた場合、原状回復に多大な費用と時間が掛かります。

埋め立て事業に土地を提供するときは、埋め立て面積や事業期間、土砂等の発生元、堆積構造など計画の詳細を十分確認しましょう。また、定期的に現場を見回り、事業が計画通り施工されているかを確認し、土地の管理を適切に行いましょう。不審な埋め立てを見つけた際は、情報提供にご協力ください。

問 環境保全課（6階）
☎(20)15004 FAX(20)16004

県税納付のご協力をお願いします

千葉県税は、市会計課・本納支所でも納付することができます。納付金額の2%が県から委託金として交付され、市の歳入となりますので、ご協力をお願いします。

取扱県税は、普通自動車税・不動産取得税・法人県民税・個人事業税・法人事業税です。

問 会計課（2階）
☎(20)1576 FAX(20)1609

「ちようせい広域障害者基幹相談支援センター」をご存じですか?

「ちようせい広域障害者基幹相談支援センター」は、地域で生活する障害のある方やそのご家族、地域の方などからのさまざまな相談に対応する施設です。障害の有無や障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害等）にかかわらず、専門的な知識や経験を持つ職員が相談を受け付けます。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

場所

茂原市谷本1129番地4

相談時間

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分

受託法人

社会福祉法人ウイズ



問 ちようせい広域障害者基幹相談支援センター

☎(36)37332 FAX(36)37334
☎(20)1666 FAX(20)1610

善意をありがとうございます (敬称略)

市へ

- 関川 浩司 (金66万円)
- 細谷 忠志 (金5万円)
- 寒川 広美 (金4万4千円)
- 山田 能之 (金2万7千円)
- ▼茂原市社会福祉協議会へ
- 石井 憲子 (金2万円)
- 上村 浩道 (金1万円)

